

令和 7 年 第 7 回 農業委員会総会

日 時 令和 7 年 7 月 25 日 (金) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

赤嶺 三枝子 伊敷 栄三 仲吉 勝弘

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

3 番 農業委員 大本 秀子 4 番 農業委員 長嶺 栄

【議事日程】

日程第 1 議案第 28 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 30 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第 4 議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用
地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和7年 第7回 総会 議事録

事務局	これより令和7年第7回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は推進委員3名が欠席となっております。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和7年第7回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は3番農業委員の大本秀子さん、4番農業委員の長嶺栄さんでお願いします。次回調査委員は、5番農業委員の百次成仁さん、6番農業委員の久保田政子さん、11番推進委員の安谷屋健治さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（20件） 日程第2 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（7件） 日程第3 議案第30号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（6件） 日程第4 議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（8件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は真栄平の1筆で売買による所有権移転であります。2番は宇江城の1筆で10年間の使用貸借権の設定であります。3番は阿波根の1筆で7年間の賃借権の設定であります。4番は座波の1筆で売買による所有権移転であります。5番は阿波根の1筆で売買による所有権移転であります。6番は山城の2筆で20年間の地上権の設定であります。7番は束里の1筆で売買による所有権移転であります。8番は小波蔵の1筆で贈与による所有権移転であります。9番は真栄平の1筆で売買による所有権移転であります。10番は米須の1筆で贈与による所有権移転であります。11番は米須の1筆で10年間の使用貸借権の設定であります。

	12番は照屋の1筆で売買による所有権移転であります。13番は大度の5筆で売買による所有権移転であります。14番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。15番は喜屋武の1筆で贈与による所有権移転であります。16番は与座の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。17番は真壁の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。18番は真壁の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。19番は真壁の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。20番は宇江城の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	6番の地上権の設定とは、どういうものですか。
事務局	こちらは、後ほどの転用の案件にも出てきますが、営農型太陽光で、畑をして上に太陽光を設置する。この上の部分を地上権設定するということです。 下は営農ということで、さとうきびを植える予定です。
委員	わかりました。ありがとうございます。
委員	4番については、当初あっせんの申し出がありましたが、途中であっせんが取下げになったと思います。あっせんを通した申請と、あっせんを通さない申請では、どんな違いがありますか。
事務局	一番大きな違いは、あっせんを通すと所得税の控除が受けられます。
委員	では、今回はあっせんが取下げられたので、所得税の控除は受けられないということですか。
事務局	はい。その通りです。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	他に質問はありますか。 他にないようですので、議案第28号については可としてよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	議案第 28 号は可とします。次に議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 7 ページをお開き下さい。1 番は潮平の 1 筆で第 2 種農地で資材置場への転用であります。2 番は潮平の 1 筆で第 2 種農地で資材置場への転用であります。3 番は座波の 1 筆で第 3 種農地で一般住宅への転用であります。4 番は豊原の 1 筆で第 1 種農地で進入路への転用であります。8 ページをお開き下さい。5 番は山城の 1 筆で第 1 種農地で一般住宅への転用であります。6 番は福地の 1 筆で第 1 種農地で一般住宅への転用であります。7 番は山城の 2 筆で農用地で営農型太陽光発電施設への転用であります。以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	9 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため資材置場及び車両置場への転用は問題無いものと判断しました。11 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため資材置場及び車両置場への転用は問題無いものと判断しました。13 ページをお開きください。申請地は、水道管、下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ 500m 以内に公民館、小学校が所在している第 3 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。15 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、住宅進入道路への転用は問題無いものと判断しました。17 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。19 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。21 ページをお開き下さい。申請地は、農用地区域内農地であるが、「営農型太陽光発電施設」の設置による一時転用のため、転用は問題無いものと判断しました。（また、代替地の検討を行ったが、他に目的を達成する土地がない。）報告は以上です。

会長	只今の案件について質問があればよろしくお願いします。
委員	7 番、営農型太陽光についての質問。
事務局	設置してから一年ごとに営農の実績報告が義務付けられています。 今回の 5 条申請にあたっては、沖縄総合事務局からの実証実験で、補助事業として導入するものになります。添付資料として、営農計画書、一年ごとの実績報告、5 年間の収益の予定等を添付して、これから県に申請をします。
委員	営農型太陽光は、作物の指定や高さの制限はありますか。
事務局	作物の指定はありません。高さについては、制限というよりも、作物の実情に合わせた形で高さを決めているということでもあります。
委員	面積は 2 筆とも内㎡で、0.214 ㎡、0.115 ㎡となっていますが。
事務局	この面積は、脚の部分だけです。通常、基礎打ってパイプで埋めるのであれば、もう少し面積が広がるかもしれませんが、今回の実証の中ではパイプの部分を差し込むだけとなっています。
委員	この太陽光パネルの電気は、売電するのですか。それとも蓄電ですか。
事務局	今回の申請は、売電をするとのことですよ。
会長	他に質問はありますか。 他にないようですので、議案第 29 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 29 号は可とします。次に議案第 30 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	それでは 23 ページをお開き下さい。6 件読み上げて説明。

会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 30 号は同意とします。次に議案第 31 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 33 ページをお開きください。7-20～7-27 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について質問があればよろしくお願いします。 ないようですので、議案第 31 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 27 号は可とします。本日の案件は以上です。 以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 3 番 農業委員 大本 秀子 4 番 農業委員 長嶺 子	